

各位

株式会社 東日本銀行

当座勘定規定および手形用法・小切手用法の改定について

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

全国銀行協会では、2022 年 11 月に電子交換所を設立することを決定しました。これにともない当行は、下記のとおり当座勘定規定および手形用法・小切手用法を改定いたします。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきますのでご了承ください。

記

1. 対象規定・用法

当座勘定規定（一般当座用）	約束手形用法
当座勘定規定（個人当座用）	為替手形用法
当座勘定規定（専用約束手形口用）	小切手用法

2. 改定日

2022 年 11 月 4 日（金）

3. おもな改定内容

(1) 当座勘定規定

- ① 振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱規定の追加
- ② イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙を確認する旨の免責規定の追加
- ③ 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止（※）に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

（※）廃止日は電子交換所の交換決済開始日である 2022 年 11 月 4 日（金）

(2) 手形用法・小切手用法

- ① 電子交換所システムの仕様を踏まえ、チェックリライターにより金額を印字する場合には 3 桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加
- ② 電子交換所システムの仕様を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加
- ③ 金額欄、銀行名への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号欄）の追加

4. 各種規定等の新旧対照表

当座勘定規定（一般当座用）および約束手形用法の新旧対照表は、以下のとおりです。
他の各種規定等についても以下の内容と同様の改定・追加・削除をおこないます。

当座勘定規定（一般当座用）

改定前	改定後
第 7 条（手形、小切手の支払） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ②当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第 7 条（手形、小切手の支払） <u>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</u> <u>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</u> <u>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u>
第 8 条（手形、小切手用紙） ① ～③ 略	第 8 条（手形、小切手用紙） （1）～（3） 略 <u>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u> <u>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> <u>（6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u>
第 17 条（印鑑照合等） ①手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 ②手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。	第 17 条（印鑑照合等） <u>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> <u>（2）手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じ</u>

③この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。	た損害については、前項と同様とします。 <u>(3)</u> この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。
第 29 条（個人信用情報センターへの登録） 個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに 5 年間（ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は、自己の取引上の判断のため利用できるものとします。 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。	第 29 条（個人信用情報センターへの登録） <u>(削除)</u>
第 30 条（規定の変更） （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 （2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	第 <u>29</u> 条（規定の変更） （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 （2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

（注）他の当座勘定規定についても、上記の内容と同様の改定・追加・削除をおこないます。

また、条項の番号等体裁を統一しております。

約束手形用法

改定前	改定後
4. （1）金額は所定の金額欄に記入してください。 （2）金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3、…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 （3）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。	4. （1）金額は所定の金額欄に記入してください。 （2）金額をアラビ<u>ア</u>数字（算用数字、1、2、3 …）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「<u>※</u>」、「<u>★</u>」などの終止符号<u>を印字するほか、3桁ごとに「,」</u>を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 （3）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u>

	(4) 金額欄には、(2) または (3) に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。																																
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。	5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重ならないようにしてください。</u>																																
	●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 <table><tr><td></td><td><u>1</u></td><td><u>2</u></td><td><u>3</u></td></tr><tr><td>漢数字</td><td><u>壹</u> <u>壺</u> <u>弍</u></td><td><u>弍</u> <u>弍</u> <u>貳</u> <u>貳</u></td><td><u>参</u> <u>参</u></td></tr><tr><td></td><td><u>4</u></td><td><u>5</u></td><td><u>6</u></td></tr><tr><td>漢数字</td><td><u>四</u> <u>泗</u> <u>肆</u></td><td><u>五</u> <u>伍</u> <u>六</u> <u>陸</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td><u>7</u></td><td><u>8</u></td><td><u>9</u> <u>10</u></td></tr><tr><td>漢数字</td><td><u>七</u> <u>漆</u> <u>質</u></td><td><u>八</u> <u>捌</u> <u>九</u> <u>玖</u> <u>拾</u> <u>什</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td><u>100</u></td><td><u>1,000</u></td><td><u>10,000</u></td></tr><tr><td>漢数字</td><td><u>百</u> <u>陌</u> <u>佰</u></td><td><u>千</u> <u>仟</u> <u>阡</u> <u>万</u> <u>萬</u></td><td></td></tr></table> 〈その他〉 <u>金、円、圓（円の異体字）、億</u> <u>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用は控えください。</u>		<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	漢数字	<u>壹</u> <u>壺</u> <u>弍</u>	<u>弍</u> <u>弍</u> <u>貳</u> <u>貳</u>	<u>参</u> <u>参</u>		<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	漢数字	<u>四</u> <u>泗</u> <u>肆</u>	<u>五</u> <u>伍</u> <u>六</u> <u>陸</u>			<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u> <u>10</u>	漢数字	<u>七</u> <u>漆</u> <u>質</u>	<u>八</u> <u>捌</u> <u>九</u> <u>玖</u> <u>拾</u> <u>什</u>			<u>100</u>	<u>1,000</u>	<u>10,000</u>	漢数字	<u>百</u> <u>陌</u> <u>佰</u>	<u>千</u> <u>仟</u> <u>阡</u> <u>万</u> <u>萬</u>	
	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>																														
漢数字	<u>壹</u> <u>壺</u> <u>弍</u>	<u>弍</u> <u>弍</u> <u>貳</u> <u>貳</u>	<u>参</u> <u>参</u>																														
	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>																														
漢数字	<u>四</u> <u>泗</u> <u>肆</u>	<u>五</u> <u>伍</u> <u>六</u> <u>陸</u>																															
	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u> <u>10</u>																														
漢数字	<u>七</u> <u>漆</u> <u>質</u>	<u>八</u> <u>捌</u> <u>九</u> <u>玖</u> <u>拾</u> <u>什</u>																															
	<u>100</u>	<u>1,000</u>	<u>10,000</u>																														
漢数字	<u>百</u> <u>陌</u> <u>佰</u>	<u>千</u> <u>仟</u> <u>阡</u> <u>万</u> <u>萬</u>																															

（注）為替手形用法、小切手用法についても、上記の内容と同様の改定・追加・削除をおこないます。

以 上